

様式14

要配慮者の避難行動等の特徴と主な配慮事項

避難誘導マニュアル指針にも配慮事項を掲載していますので参考にしてください。

区分	避難行動等の特徴と主な配慮事項
① 肢体不自由者・寝たきり高齢者	移動の困難性があり、避難行動が遅れる可能性がある。 平常時の介助者による対応が困難になるおそれがあり、見知らぬ介護者へのストレスに配慮を要する。福祉機器、補助具がない場合には移動等に大きな制約があり、室内外での移動、トイレ、入浴設備などに物的配慮が必要である。 介助者、家族との共同避難が遅れやすいので、家族や介助者の避難も制約される。
② 視覚障がい者	単独での移動が概ね困難であり、避難時の移動は極端に制約される。 災害の覚知が遅れやすく、災害状況の把握が難しいため、危険からの回避が遅れやすい。災害時には聴覚からの情報収集が不可欠で、日常的な生活空間でも自力避難は困難である。
③ 聴覚・言語障がい者	災害時の情報入手が困難で、災害の覚知が遅れやすい。 視覚的情報が避難の際に重要となる。 避難空間でのコミュニケーション支援が不可欠で、危険からの回避が遅れやすい。
④ 内部障がい者・難病・医療器具（人口呼吸器、吸引等）装着者	外見からは障がいの有無がわからない場合もあるが、避難時には常用薬や医療ケア用品が欠かせない。 避難行動が遅れやすく、自力避難や移動が困難な場合もあり、避難所の設備、環境への配慮が必要である。 常時人工呼吸器装着者や吸引を受けている者の移動には、状況に配慮した車椅子、ストレッチャー、担架等の移動用具及び移動手段（福祉車両）と援護者の確保が必要である。医薬品、ケア用品の携帯を必要とし、移動中や避難所での電源の確保は必須である。 また、医療的援助を必要とすることが多く、医療機関との連絡体制が不可欠である。 福祉避難所においては、医療行為や、看護行為に必要な清潔区域、スペースの確保、電源の確保等、環境的配慮が必要である。
⑤ 化学物質過敏症患者	少しの化学物質のにおい等に反応し体調不良を引き起こすため、避難所の設備、環境に配慮を要する。 理解されにくい病気であるため、避難者の理解と協力が必要である。
⑥ 精神障がい者	災害ショックや環境変化に留意。避難時に常用薬が欠かせない。 周囲との適切なコミュニケーションが不可欠で、避難所の設備、環境にも配慮する必要がある。
⑦ 自閉症・知的障がい者	単身での避難や、災害状況の把握が困難である。 災害ショックや環境変化によるストレスに配慮し、適切な介助者が不可欠となる。 介助者を含め、避難が規制されやすく、避難所の設備、環境にも配慮する必要がある。
⑧ 乳幼児・子ども・妊婦・傷病者	単身での避難や、災害状況の把握が困難である。 災害ショックや環境変化によるストレスに配慮、適切な介助者が不可欠で、介助者を含め避難が制約されやすい。 避難所の設備、環境にも配慮する必要がある。 特に、妊婦は避難中の産気に注意。
⑨ ひとり暮らし高齢者	避難や移動の困難性があり、適切な状況把握が困難である。 災害ショックや環境変化によるストレスに配慮する。 介助者を必要とする場合があり、避難所の設備、環境にも配慮を要する。
⑩ 外国人・旅行者など	適切な状況把握が困難で、緊急時での連絡、情報伝達方法を明確にする必要がある。 災害ショックや環境変化によるストレスに配慮する。